

令和7年10月26日執行

牧之原市長・市議会議員選挙 選挙公営制度の手引

選挙運動用自動車の使用
選挙運動用ポスターの作成
選挙運動用ビラの作成

牧之原市選挙管理委員会
〒421-0495 牧之原市静波 447 - 1
電話：0548-23-0050（総務課内）

目 次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第 1 | はじめに | 1 |
| 第 2 | 選挙公営制度の概要 | |
| 1 | 公費負担の種類 | 1 |
| 2 | 対象となる候補者 | 1 |
| 3 | 公費負担の限度額 | 2 |
| 第 3 | 選挙公営関係等事務日程 | 3 |
| 第 4 | 選挙運動用自動車使用の公営のあらまし | |
| 1 | 公営による自動車の使用の手続 | 4 |
| 2 | 公費負担の額 | 6 |
| 3 | 支払請求の手続 | 8 |
| 第 5 | 選挙公営の事務手続（自動車） | 9 |
| 第 6 | 選挙運動用ポスター作成の公営のあらまし | |
| 1 | 公営によるポスターの作成の手続 | 13 |
| 2 | ポスターの枚数等の範囲 | 14 |
| 3 | 支払請求の手続 | 14 |
| 第 7 | 選挙公営の事務手続（ポスター） | 15 |
| 第 8 | 選挙運動用ビラ作成の公営のあらまし | |
| 1 | 公営によるビラの作成の手続 | 16 |
| 2 | ビラの枚数等の範囲 | 17 |
| 3 | 支払請求の手続 | 17 |
| 第 9 | 選挙公営の事務手続（ビラ） | 18 |
| | 公費負担関係提出書類 | 19 |

第1 はじめに

この手引きは、令和7年10月26日に執行する牧之原市長選挙及び牧之原市議会議員選挙における選挙運動の費用の一部を法令等に基づき、牧之原市が負担すること（以下「選挙公営制度」という。）について、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。

候補者及び候補者と選挙公営制度に基づく契約を結んだ相手方業者等は、この手引きの説明要領により、書類の提出期限、記載方法など間違いのないよう手続をしてください。

また、手続に必要な様式は別添資料の「選挙公営関係書類様式集」に綴り込んでありますので、御使用ください。

第2 選挙公営制度の概要

1 公費負担の種類

選挙公営制度については、「牧之原市議会議員及び牧之原市長の選挙における選挙運動自動車の使用等の公費負担に関する条例（以下「条例」という。）」及び「公職選挙法（以下「法」という。）」で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは、「選挙運動用の自動車の使用」「選挙運動用ポスターの作成」「選挙運動用ビラの作成」の3つです。

なお、いずれにおいても公費負担の対象となる費用は市から直接、業者等へお支払いすることとなります。

2 対象となる候補者

市長選挙の立候補の届出に当たっては100万円の現金又はこれに相当する額面の国債証券を、市議会議員選挙の立候補の届出に当たっては30万円の現金又はこれに相当する額面の国債証券（以下「供託物」という。）を供託しなければなりません。

選挙の結果、候補者の得票数が、下記の計算式による数に達しない場合この供託物は没収され、牧之原市に帰属することになり、供託物を没収された候補者は、この選挙公営制度が適用されません。

(牧之原市長選挙の供託物没収点の計算式)

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{定数 (1)}} \times \frac{1}{10}$$

(牧之原市議会議員選挙の供託物没収点の計算式)

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数 (16)}} \times \frac{1}{10}$$

3 公費負担の限度額

| 区分 | | 公費負担の対象 | 公費負担の限度額 | 備考 | |
|--------------|--------------------|---|--|--------------------|-----------------------------------|
| 選挙運動用自動車の使用 | 一般運送契約 (ハイヤー契約) | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日において 1 台に限る。) | 1 日 64,500 円 × 7 日 = 451,500 円 | の契約と の契約は 選択 | |
| | その他の契約 | 自動車の借入契約 (レンタカー契約) | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日において 1 台に限る。) | | 1 日 16,100 円 × 7 日 = 112,700 円 |
| | | 燃料の供給契約 | 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 | | 7,700 円 × 7 日 = 53,900 円 |
| | | 運転手の雇用契約 | 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日の報酬の合計金額 (同一の日において 1 人に限る。) | | 1 日 12,500 円 × 7 日 = 87,500 円 |
| 選挙運動用ポスターの作成 | | 選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額 | 1 枚 2,739 円 × 147 枚 = 402,633 円 | | |
| 選挙運動用ビラの作成 | | 選挙運動用ビラ (2 種類以内) の作成単価に作成枚数を乗じた金額 | 1 枚 8 円 38 銭 × 16,000 枚 = 134,080 円 (市長選) 1 枚 8 円 38 銭 × 4,000 枚 = 33,520 円 (市議選) | | |

選挙公営制度の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者と有償契約を締結する必要があります。

契約代金が限度額を超えた場合、超えた分の費用は公費負担の対象にはなりません。支払等について、候補者と契約業者との間で十分に協議をしておいてください。

選挙管理委員会から業者への説明等を行いませんので、契約業者には候補者から説明をしていただきますよう、お願いいたします。

無投票となった場合の取扱いは以下のとおりです。

| | |
|--------------|-----------------------|
| 選挙運動用自動車の使用 | 告示日1日の使用分のみ、選挙公営制度の対象 |
| 選挙運動用ポスターの作成 | 投票の有無にかかわらず、選挙公営制度の対象 |
| 選挙運動用ビラの作成 | |

第3 選挙公営制度関係等事務日程

| | |
|--|--|
| 立候補予定者説明会（関係書類を配布） | 9月19日（金） |
| 選挙運動用自動車の使用 選挙運動用ポスターの作成 選挙運動用ビラの作成 | の契約締結 （候補者と業者等） 9月19日（金）～ |
| 選挙公営関係書類事前確認（候補者 選管） | 9月26日（金）～10月18日（土） 支障がなければ事前審査の日で 構いません。 |
| 選挙期日告示日（立候補届出） | 10月19日（日） |
| 契約届出書の提出（候補者 選管） | 10月19日（日） |
| 投・開票日 | 10月26日（日） |
| 確認申請（候補者 選管） [確認書交付（市選管 候補者）] [確認書提出（候補者 業者等）] | 10月28日（火）～ 11月10日（月） |
| 各証明書の作成、提出（候補者 業者等） | |
| 選挙運動費用収支報告書の提出（候補者 選管） | 11月10日（月）までに |
| 公費負担の請求（業者等 市長） 確認書・証明書等の添付 | 11月21日（金）までに （土・日・休日は除く） |

第 4 選挙運動用自動車使用の公営のあらまし

候補者は、条例の規定に基づき、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用自動車（以下「自動車」という。）の使用料について、公費負担を受けることができます。

1 公営による自動車の使用の手続

候補者が、自動車の使用について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続が必要です。

(1) 契約の締結

一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者と自動車の使用に関し、有償契約を締結すること。

自動車の使用は、契約の内容により、次のように区分されます。

ア 一般運送契約によるもの

自動車、燃料及び運転手込みで自動車を借り受ける場合（いわゆるハイヤー方式）で、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約です。

一般乗用旅客自動車運送事業者とは、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切って旅客を運送する事業の許可を受けた業者をいいます。

イ 一般運送契約以外の契約によるもの

自動車の借入れ、燃料（ガソリン等）の供給又は運転手の雇用を個別に行うものです。契約の相手方は、それぞれ自動車の貸与者（いわゆるレンタカー方式）、燃料の供給業者又運転者等となります。

以下の点に注意してください。

(ア) 個別に契約する場合、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その親族がそれらの契約に係る業務を業として行っている場合に限り、公費負担の対象となります。

例えば、自動車の借入契約の相手方が候補者と生計を一にしている候補者の配偶者であるときは、その者が自動車の貸し出しを業としない限り、自動車の使用の公営は認められません。

(イ) 道路運送法第 80 条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない」と規定されており、道路運送法第 80 条の許可を受けていない者から有償で自動車を借り受けた場合には道路運送法第 80 条に抵触するおそれがありますので、御注意ください。

業者から「わ」ナンバーの車を借り上げることをお勧めします。

なお、道路運送法に関する問合せは、中部運輸局静岡運輸支局（054-261-2898）をお願いいたします。

(ウ) 自動車の借入れに係る選挙公営費用としてレンタカー業者等に支払う金額は、選挙運動用自動車の借上料のみです。自動車用看板作成費用・取付け費用、拡声機借上費用・取付け費用など別途の契約については候補者の自己負担となりますので、御注意ください。

(2) 契約届出書の提出

(1)の契約の締結をしたときは、立候補届出後、直ちに「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式第1号）に契約書（参考様式1から参考様式4まで）の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。なお、契約に変更が生じた場合も同様とします。

別冊「記載例」（以下「記載例」といいます。）の

3ページ、7ページ、31～34ページを参照

(3) 使用証明書の提出

(2)の契約届出書を提出した候補者は、有償契約を締結した契約者ごとに、次の証明書を作成し、当該契約者に提出してください。

ア 一般運送契約の場合...選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

（様式第10号（その1）） 記載例4ページ

イ 一般運送契約以外の契約の場合

(ア) 自動車の借入れの場合...選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

（様式第10号（その1）） 記載例8ページ

(イ) 燃料の供給の場合...選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

（様式第10号（その2）） 記載例13ページ

(ウ) 運転手の雇用の場合...選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

（様式第10号（その3）） 記載例16ページ

(4) 燃料代確認の申請（一般運送契約を除く。）

ア 候補者は、燃料代の供給について(2)の契約届出書の提出をしたときは、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」（様式第4号）を選挙管理委員会に提出して、自動車の燃料の金額の確認を受けてください。 記載例11ページ

この燃料の金額の確認は、燃料代金の累積額が条例で定めた限度額（2の（2）のイを参照）の範囲内であることを確認するためのものです。公費負担の額は、この確認した金額の範囲内に限られます。

イ アの申請をした候補者に、選挙管理委員会が「選挙運動用自動車燃料代確認書」（様式第7号）を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者（燃料供給業者）に提出してください。 記載例 12 ページ

2 公費負担の額

公費負担の額は、候補者1人について、次の金額の限度内で負担されます。

(1) 一般運送契約の場合（ハイヤー方式）1日1台につき $64,500 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = \underline{451,500 \text{ 円}}$
（契約により支払うべき金額が64,500円未満のときは、その金額）

以下の点に注意してください。

ア 立候補届出の日（告示日）から選挙期日の前日までの間で、実際に使用した日が公費負担の対象となります。

イ 同一の日に2台以上の自動車を使用した場合（例：午前と午後で別の車に乗り換える等）は、候補者が指定するいずれか1台に限り、公費負担の対象となります。

(2) 一般運送契約以外の契約の場合（レンタカー方式）

ア 自動車の借入れ契約の場合 1日1台につき $16,100 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = \underline{112,700 \text{ 円}}$
（契約により支払うべき金額が16,100円未満のときは、その金額）

注意する点は、上記(1)の一般運送契約の場合の注意書きア及びイと同様です。

イ 燃料の供給契約の場合 $7,700 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = \underline{53,900 \text{ 円}}$

（限度額の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した金額（契約により支払うべき金額がこの金額未満のときは、その金額））

ウ 運転手の雇用契約の場合 1日1人 $12,500 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = \underline{87,500 \text{ 円}}$
（契約により支払うべき金額が12,500円未満のときは、その金額）

以下の点に注意してください。

(ア) 立候補届出の日から選挙期日の前日までの間で、実際に雇用した日が公費負担の対象となります。

(イ) 同一の日に2人以上の運転手を雇用した場合（例：午前と午後で別の運転手を雇用する等）は、候補者が指定するいずれか1人に限り、公費負担の対象となります。

- (3) 「一般運送契約」と「一般運送契約以外の契約」を締結した場合
候補者の指定するいずれか一の契約に限り、公費負担の対象となります。

3 支払請求の手続

(1) 請求の方法

契約者（事業者等）が、次の書類を選挙終了後、直ちに市長（総務課）へ提出して行います。なお、候補者が供託物を没収される時は、請求することができません。

請求に必要な書類

ア 一般運送契約の場合（ハイヤー方式）

(ア) 請求書（様式第 13 号（その 1）） 記載例 5 ページ

(イ) 請求内訳書（様式第 13 号（その 1）（別紙）その 1）

記載例 6 ページ

(ウ) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 10 号（その 1））

記載例 4 ページ

イ 一般運送契約以外の契約の場合（レンタカー方式）

(ア) 自動車の借入れ契約の場合

a 請求書（様式第 13 号（その 1）） 記載例 9 ページ

b 請求内訳書（様式第 13 号（その 1）（別紙）その 2（1）自動車の借入れ）

記載例 10 ページ

c 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 10 号（その 1））

記載例 8 ページ

(イ) 燃料の供給契約の場合

a 請求書（様式第 13 号（その 1）） 記載例 14 ページ

b 請求内訳書（様式第 13 号（その 1）（別紙）その 2（2）燃料代）

記載例 15 ページ

c 給油伝票（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量及び給油金額
が記載されたもの）の写し

d 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第 10 号（その 2））

記載例 13 ページ

e 選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第 7 号） 記載例 12 ページ

(ウ) 運転手の雇用契約の場合

- a 請求書（様式第 13 号（その 1）） 記載例 17 ページ
- b 請求内訳書（様式第 13 号（その 1）（別紙）その 2（3）運転手）
記載例 18 ページ
- c 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第 10 号（その 3））
記載例 16 ページ

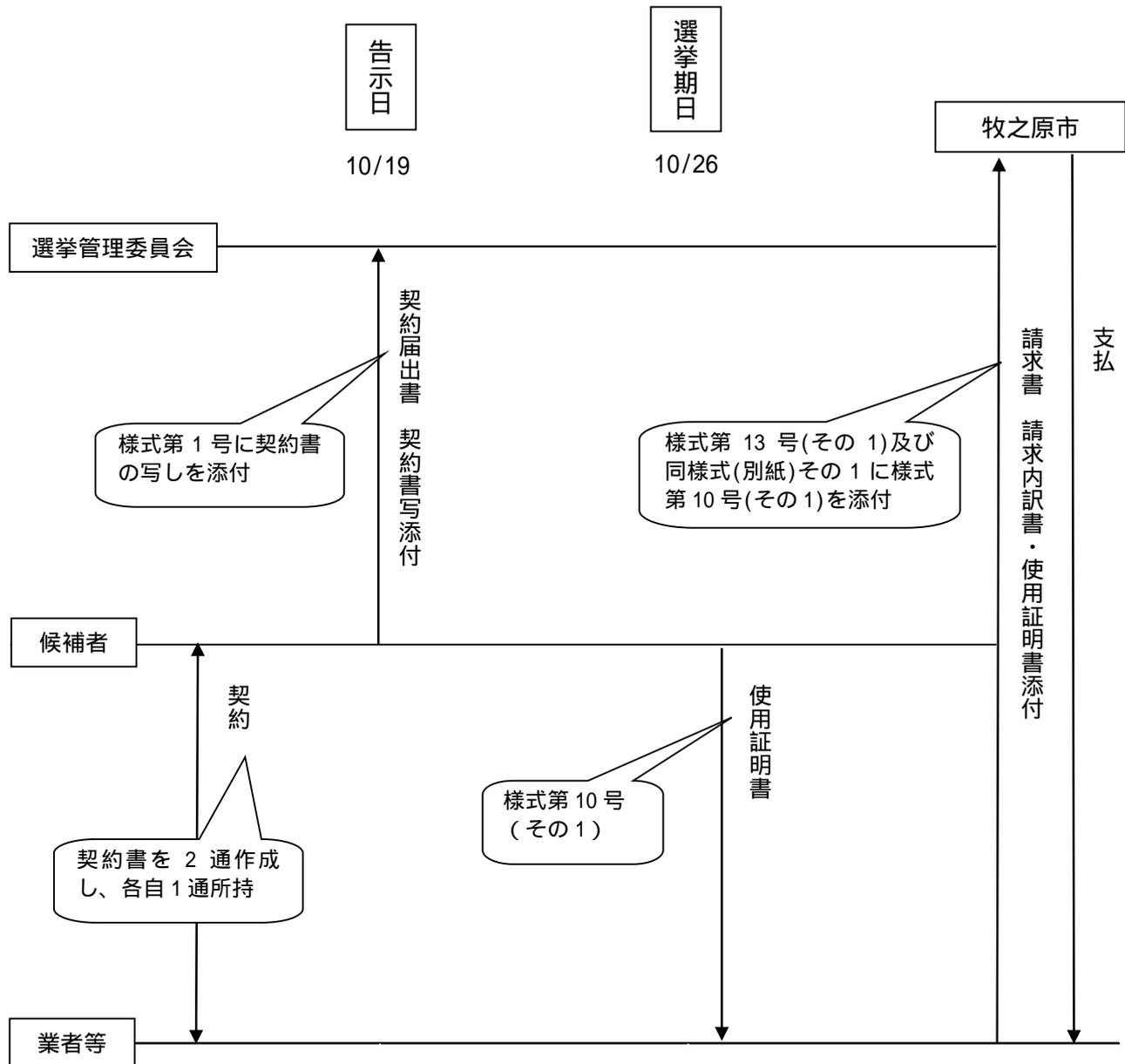
(2) 支払方法

市が契約者（事業者等）に対して、直接指定口座に支払います。

第 5 選挙公営の事務手続（自動車）

(1) ハイヤー方式の場合

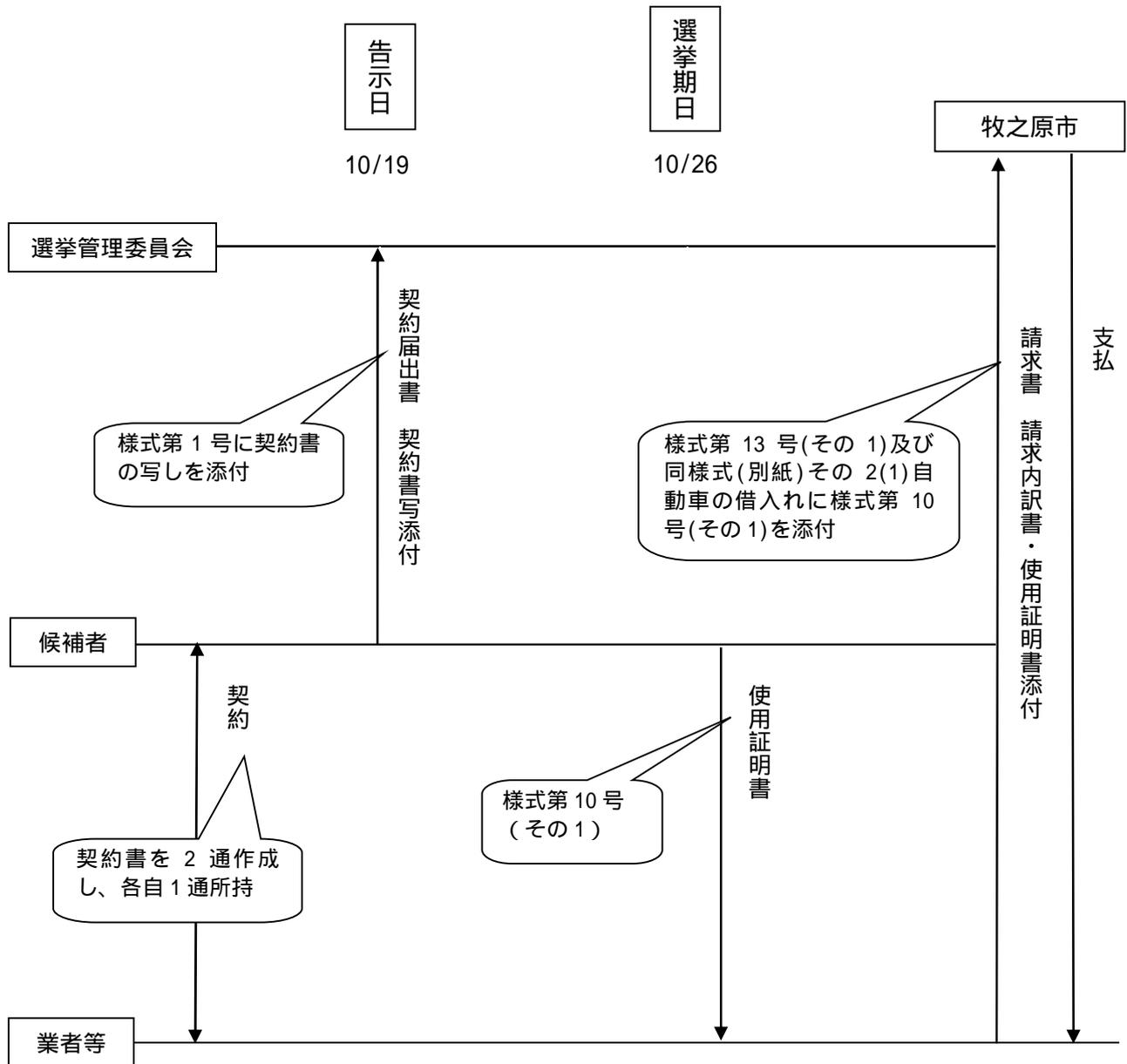
公費負担限度額 451,500円（1日64,500円×7日）



(2) レンタカー方式の場合

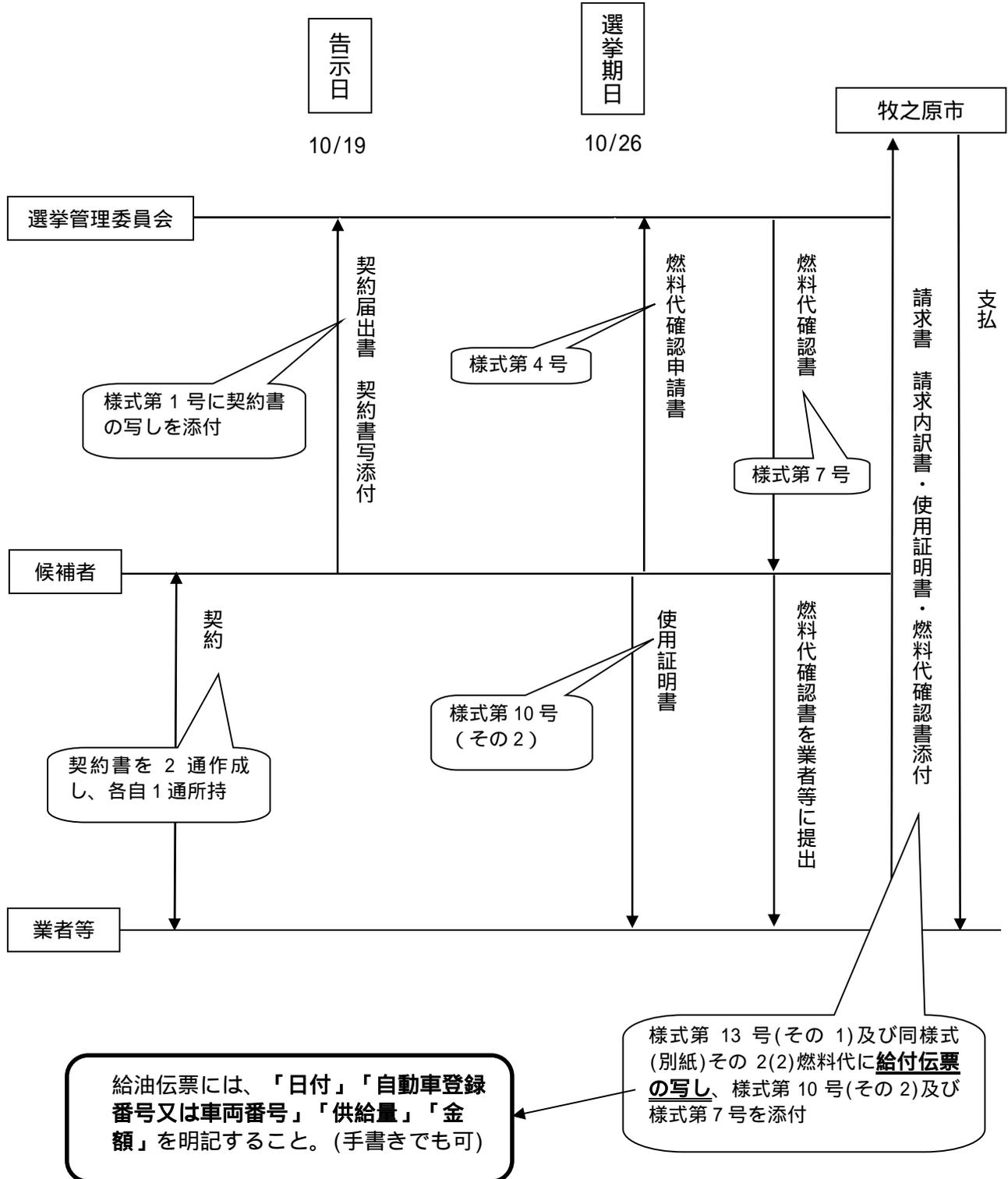
ア 自動車借入れの場合

公費負担限度額 112,700円 (1日16,100円 × 7日)



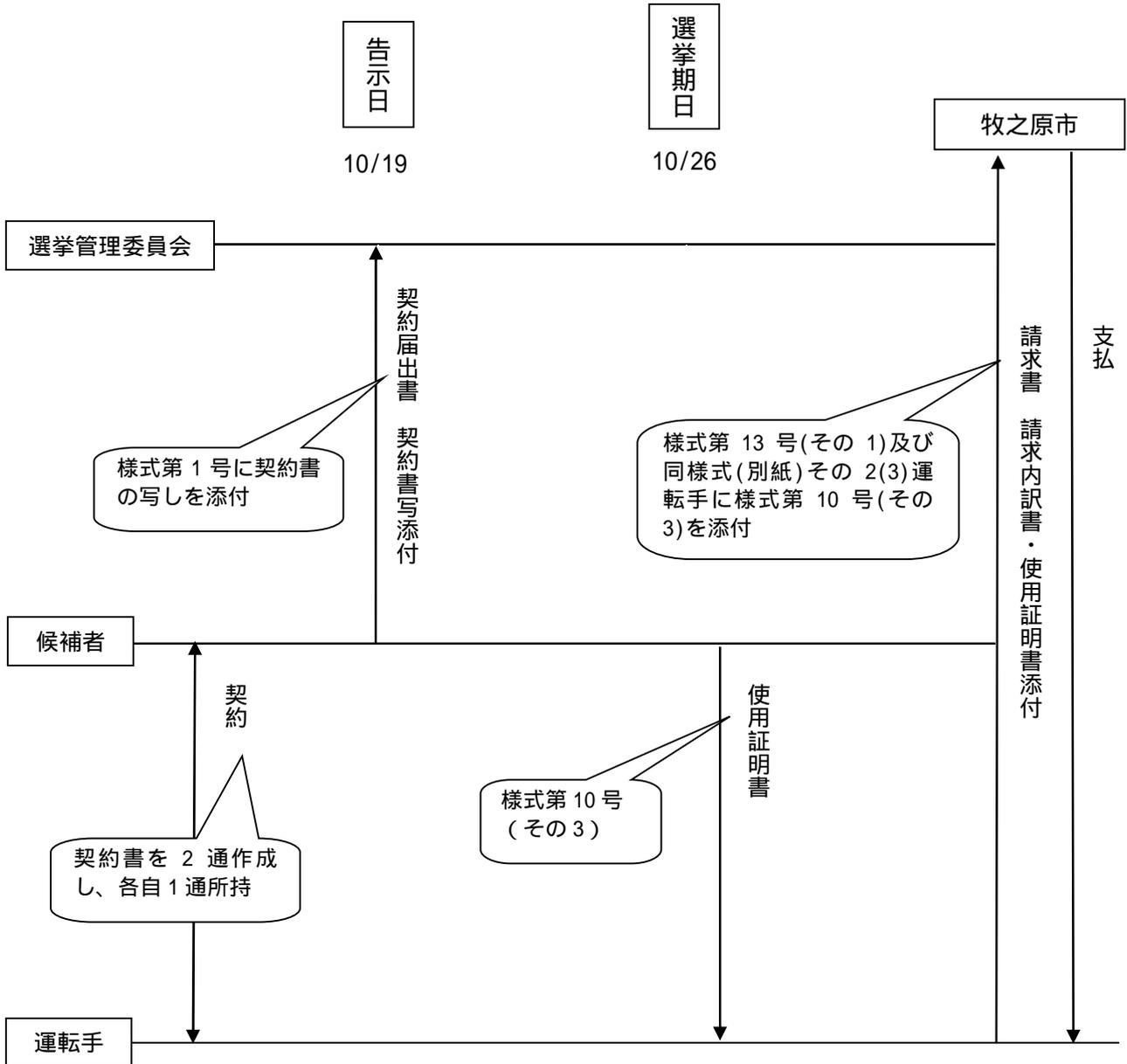
イ 燃料供給の場合

公費負担限度額 53,900円 (7,700円 × 7日)



ウ 運転手雇用の場合

公費負担限度額 87,500円 (1日12,500円 × 7日)



第6 選挙運動用ポスター作成の公営のあらまし

候補者は、条例の規定に基づき、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成料について、公費負担を受けることができます。

なお、ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入されますので留意してください。

1 公営によるポスターの作成の手続

候補者が、ポスターの作成について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続が必要です。

(1) 契約の締結

ポスター作成業者とポスターの作成に関し、有償契約を締結すること。

(2) 契約届出書の提出

(1)の契約を締結したときは、立候補届け出後、直ちに「選挙運動用ポスター作成契約届出書」（様式第3号）に契約書（参考様式5）の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。なお、契約に変更が生じた場合も同様とします。

記載例19ページ、35ページ

(3) 作成証明書の提出

(2)の契約届出書を提出した候補者は、契約者（作成業者）に対して、「選挙運動用ポスター作成証明書」（様式第12号）を提出してください。

記載例22ページ

(4) 作成枚数確認の申請

ア 候補者は、(2)の契約届出書を提出したときは、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」（様式第6号）を選挙管理委員会に提出して、枚数の確認を受けてください。 記載例20ページ

この枚数の確認は、ポスター作成枚数が条例で定めた枚数の範囲内であることを確認するためのもので、公費負担の額は、この確認枚数を基に算定されます。

イ アの申請をした候補者には、選挙管理委員会が「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」（様式第9号）を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者（作成業者）に提出してください。 記載例 21 ページ

2 ポスターの枚数等の範囲

- (1) 公費負担の対象となるポスターの枚数は、ポスター掲示場数に相当する枚数以内（147枚）となります。

対象となる作成枚数の範囲

ポスター掲示場数（147箇所）の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した枚数に限られます。したがって、確認をしていないもの及び対象となる作成枚数を超えた枚数分は対象外となります。

- (2) 公費負担の額は、1枚当りの作成単価（作成単価が2,739円を超える場合は2,739円）に作成枚数（上限147枚）を乗じた金額（402,633円）が公費負担限度額となります。

3 支払請求の手続

(1) 請求の方法

契約者（作成業者）が、次の書類を選挙終了後、直ちに市長（総務課）へ提出して行います。なお、候補者が供託物を没収される時は、請求することができません。

請求に必要な書類

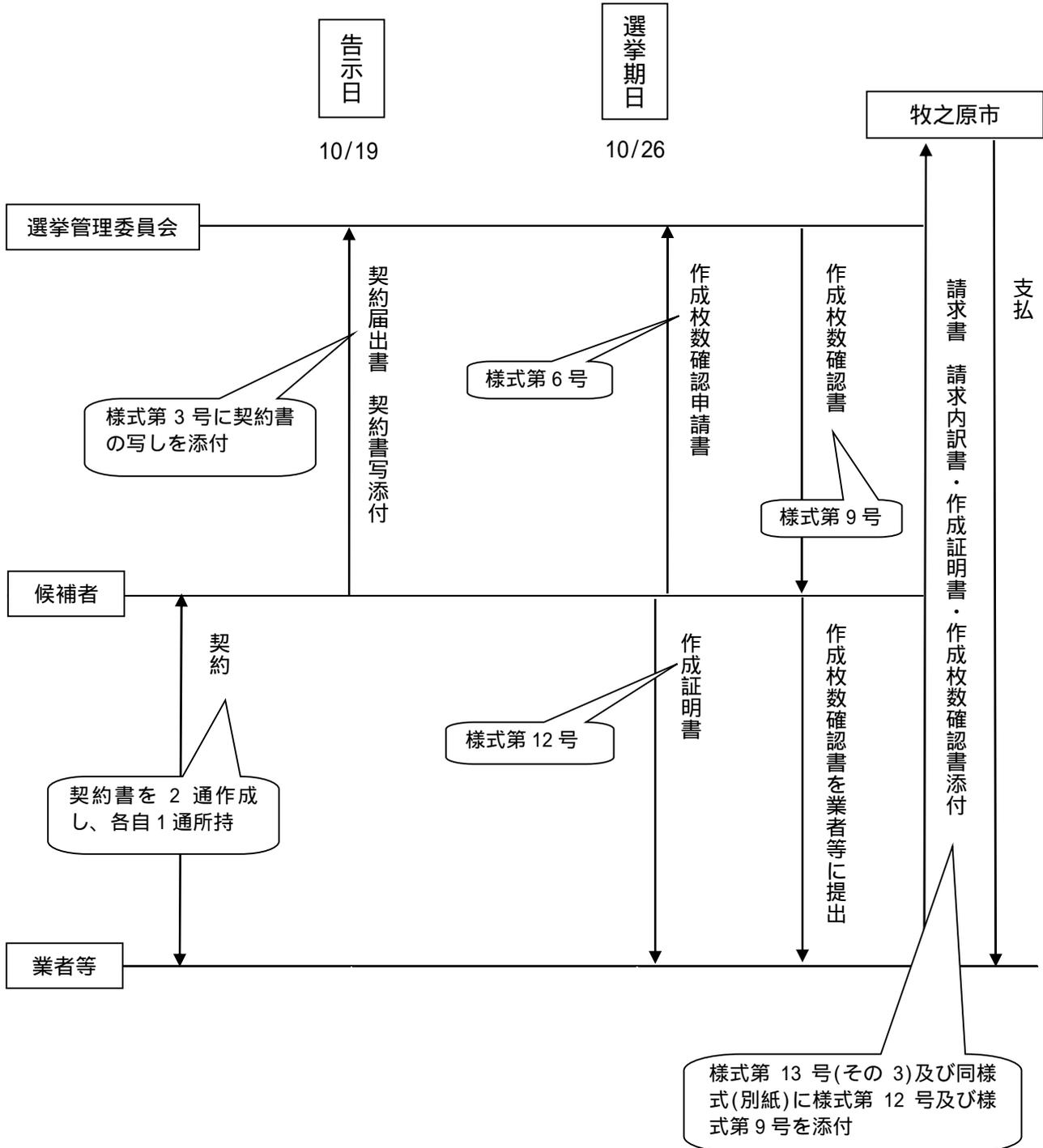
- ア 請求書（様式第13号（その3）） 記載例 23 ページ
- イ 請求内訳書（様式第13号（その3）（別紙）） 記載例 24 ページ
- ウ 選挙運動用ポスター作成証明書（様式第12号） 記載例 22 ページ
- エ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号） 記載例 21 ページ

(2) 支払の方法

市が契約者（作成業者）に対して、直接指定口座に支払います。

第7 選挙公営の事務手続（ポスター）

公費負担限度額 402,633円（1枚当たり単価2,739円×147枚）



第 8 選挙運動用ビラ作成の公営のあらまし

候補者は、条例の規定に基づき、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成料について、公費負担を受けることができます。

なお、ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入されますので留意してください。

ビラを頒布する前には、「選挙運動用ビラ届出書」（別冊「資料3 各種届出書類の記載例（様式第 25 号）」及び「選挙運動用ビラ証紙交付票（同 26 号）」を選挙管理委員会に提出する必要があります。

1 公営によるビラの作成の手続

ビラの作成について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続が必要です。

(1) 契約の締結

ビラ作成業者とビラの作成に関し、有償契約を締結すること。

(2) 契約届出書の提出

(1)の契約を締結したときは、立候補届出後、直ちに「選挙運動用ビラ作成契約届出書」（様式第 2 号）に契約書（参考様式 6）の写しを添えて選挙管理委員会に届けてください。なお、契約に変更が生じた場合も同様となります。

記載例 25 ページ、36 ページ

(3) 作成証明書の提出

(2)の契約届出書を提出した候補者は、契約者（作成業者）に対して、「選挙運動用ビラ作成証明書」（様式第 11 号）を提出してください。 記載例 28 ページ

(4) 作成枚数確認の申請

ア 候補者は、(2)の契約届出書を提出したときは、「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」（様式第 5 号）を選挙管理委員会に提出して、枚数の確認を受けてください。 記載例 26 ページ

この枚数の確認は、ビラ作成枚数が条例で定めた枚数の範囲内であることを確認するためのもので、公費負担の額は、この確認枚数を基に算定されます。

イ アの申請をした候補者には、選挙管理委員会が「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」（様式第8号）を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者（作成業者）に提出してください。 記載例 27 ページ

2 ビラの枚数等の範囲

(1) 公費負担の対象となるビラの枚数上限は、市長選挙が16,000枚、市議会議員選挙が4,000枚です。

対象となる枚数の範囲

法が定める枚数の範囲内（16,000枚又は4,000枚）であることについて、選挙管理委員会が確認した枚数に限られます。したがって、確認をしていないもの及び対象となる枚数を超えた枚数分は対象外となります。

(2) 公費負担の額は、1枚当りの作成単価（作成単価が8円38銭を越える場合は8円38銭）に作成枚数（上限16,000枚又は4,000枚）を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）が公費負担限度額となります。

3 支払請求の手続

(1) 請求の方法

契約者（作成業者）が、次の書類を選挙終了後直ちに市長（総務課）へ提出して行きます。

請求に必要な書類

ア 請求書（様式第13号（その2）） 記載例29ページ

イ 請求内訳書（様式第13号（その2）（別紙）） 記載例30ページ

ウ 選挙運動用ビラ作成証明書（様式第11号） 記載例28ページ

エ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第8号） 記載例27ページ

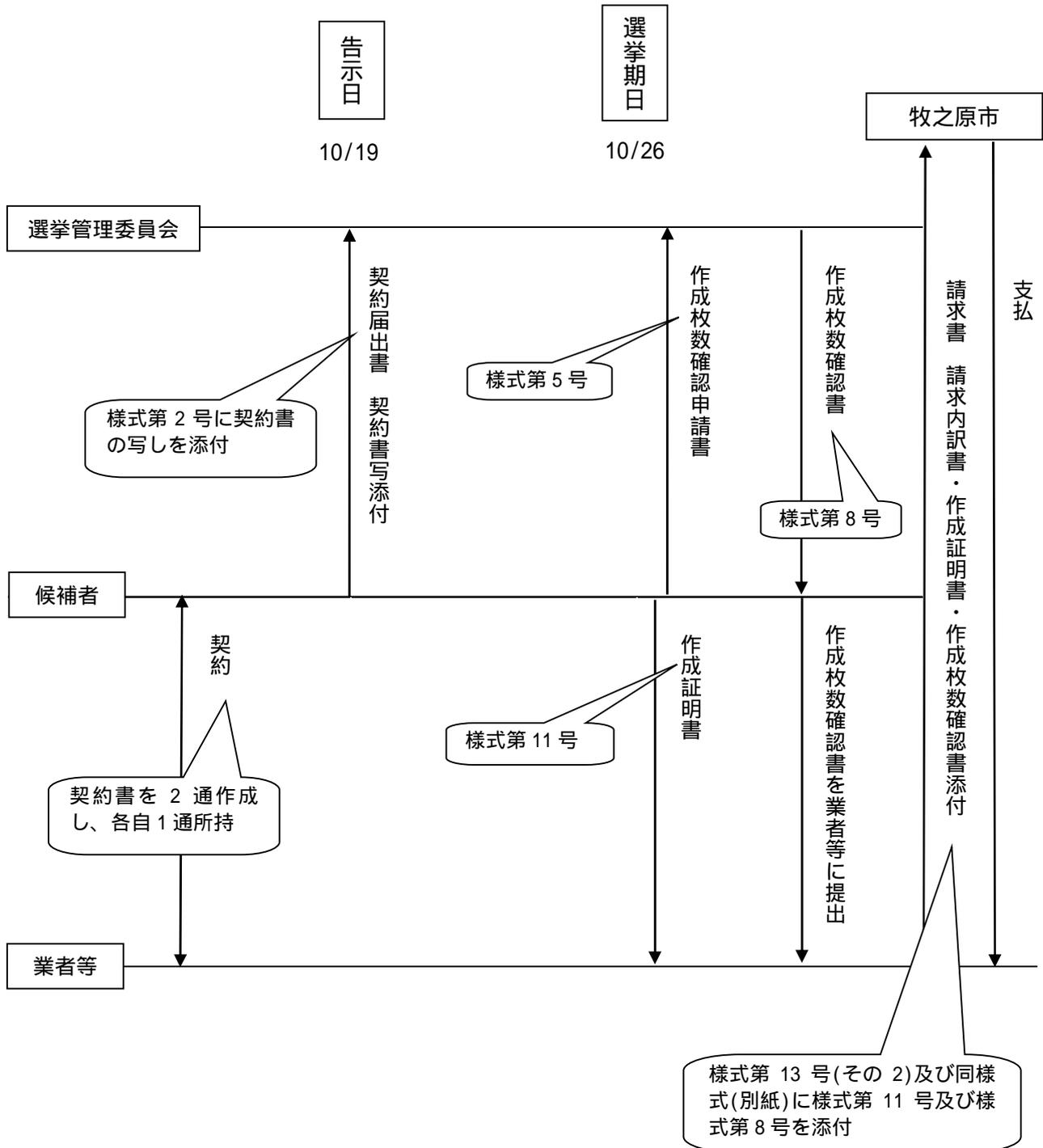
(2) 支払の方法

市が契約者（作成業者）に対して直接、指定口座に支払います。

第9 選挙公営の事務手続（ピラ）

公費負担限度額 【市長選挙】134,080 円（1枚当たり単価8円38銭×16,000枚）

【市議会議員選挙】33,520 円（1枚当たり単価8円38銭×4,000枚）



公費負担関係提出書類

| | 書類名 | 提出の時期 | 提出先 | 備考 |
|-------------|----------------------------|------------------------|------------------------|--|
| 選挙運動用自動車関係 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 | 立候補届出のとき又は契約後直ちに | 候補者 市選管 | 契約書(写)を添付 様式第1号 |
| | 自動車燃料代確認申請書 | 燃料購入金額確定後速やかに | 候補者 市選管 | 燃料購入実績による燃料代の確認を申請 様式第4号 |
| | 自動車燃料代確認書 | 市選管から受領後速やかに | (市選管) 候補者 燃料供給業者 | 様式第7号 |
| | 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) | 自動車使用終了後速やかに | 候補者 運送事業者等 | 様式第10号(その1) |
| | 選挙運動用自動車使用証明書(燃料) | 燃料供給量及び金額確定後速やかに | 候補者 燃料供給業者 | 様式第10号(その2) |
| | 選挙運動用自動車使用証明書(運転手) | 自動車運転業務完了後速やかに | 候補者 運転手 | 様式第10号(その3) |
| | 請求書(選挙運動用自動車の使用)及び別紙請求書内訳書 | 選挙の期日後速やかに | 各業者等 市長 | 選挙運動用自動車使用証明書を添付(燃料代の場合は自動車燃料代確認書も添付) 様式第13号(その1) |
| 選挙運動用ポスター関係 | ポスター作成契約届出書 | 立候補届出のとき又は契約後直ちに | 候補者 市選管 | 契約書(写)を添付 様式第3号 |
| | ポスター作成枚数確認申請書 | 契約届出書提出以降で、ポスター作成後速やかに | 候補者 市選管 | 様式第6号 |
| | ポスター作成枚数確認書 | 市選管から受領後速やかに | (市選管) 候補者 ポスター作成業者 | 様式第9号 |
| | ポスター作成証明書 | ポスター作成後速やかに | 候補者 ポスター作成業者 | 様式第12号 |
| | | 請求書(ポスター作成)及び別紙請求書内訳書 | 選挙の期日後速やかに | ポスター作成業者 市長 |
| 選挙運動用ビラ関係 | ビラ作成契約届出書 | 立候補届出のとき又は契約後直ちに | 候補者 市選管 | 契約書(写)を添付 様式第2号 |
| | ビラ作成枚数確認申請書 | 契約届出書提出以降で、ビラ作成後速やかに | 候補者 市選管 | 様式第5号 |
| | ビラ作成枚数確認書 | 市選管から受領後速やかに | (市選管) 候補者 ビラ作成業者 | 様式第8号 |
| | ビラ作成証明書 | ビラ作成後速やかに | 候補者 ビラ作成業者 | 様式第11号 |
| | | 請求書(ビラ作成)及び別紙請求書内訳書 | 選挙の期日後速やかに | ビラ作成業者 市長 |